

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 11 月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500236号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500049号

第1 結論

平成5年1月から平成24年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年1月から平成24年6月まで

私は、平成5年1月21日にA市役所福祉課で母子福祉資金を借りるための手続を行った後に国民保険課で国民健康保険料の減免申請を行い、次に年金課で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料の免除申請を行った。オンライン記録では請求期間は未納期間となっているので、免除期間に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成5年1月21日に請求期間に係る国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録によれば、請求期間に係る被保険者資格の取得の処理は、平成26年5月26日に行われていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続は当該処理日頃まで行われていなかったものと考えられる。

また、国民年金保険料の免除申請については、毎年度申請を行う必要がある(ただし、平成17年7月から継続申請の仕組みが導入されたことにより、一定の条件で翌年度以降の申請手続を省略することができることとなった。)が、請求者は、請求期間に係る免除申請は平成5年1月の1回しか行っていない旨陳述している。

さらに、国民年金保険料の免除申請が行われ、免除が承認された場合には、免除承認通知書が被保険者に送付されることとなるが、請求者は、平成5年1月に免除申請を行ったが、当該申請に係る免除承認通知書は送付されてきていない旨陳述している。

そのほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料もなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500663号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500050号

第1 結論

昭和51年3月から昭和56年10月までの請求期間及び昭和57年9月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年3月から昭和56年10月まで
② 昭和57年9月から昭和61年3月まで

私は、国民年金の加入手続に関する記憶は定かでないが、請求期間の国民年金保険料については、送られてきた納付書を使って近くの銀行で納期限内に納付していた。

請求期間が国民年金の未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者の第3号被保険者の資格取得年月日(昭和61年4月1日)に係るオンライン記録の処理日から請求期間後の昭和62年2月頃に払い出されたと推認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者は上記記号番号の払出時期まで、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられ、請求期間の国民年金保険料を納期限内に納付していたとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。